

滋賀県警察特定事業主行動計画の実施状況及び滋賀県警察における女性の活躍状況の公表
(令和8年7月31日公表)

滋賀県警察では、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき「滋賀県警察特定事業主行動計画」を策定・実施しています。

令和7年度における行動計画の実施状況及び女性の活躍状況について下記のとおり公表します。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項及び次世代育成支援対策推進法第19条6項の規定に基づく特定事業主行動計画の実施状況の公表

区分・課題	項目	目標	現状と推移				
その雇用し、または雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	警察官に占める女性警察官の割合(%)	12% (R8.4.1時点)	11.1% (R4.4.1時点)	11.4% (R5.4.1時点)	11.8% (R6.4.1時点)	12.1% (R7.4.1時点)	12.5% (R8.4.1時点)
	男性職員の育児休業取得率(%)	50%	7.6% (R3年度)	18.3% (R4年度)	22.0% (R5年度)	48.1% (R6年度)	60.0% (R7年度)
その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備	配偶者出産休暇取得率(%)	100%	93.9% (R3年)	87.7% (R4年)	87.6% (R5年)	91.1% (R6年)	93.6% (R7年度)
	男性職員育児休業取得率(%)	100%	55.8% (R3年)	70.0% (R4年)	59.0% (R5年)	65.9% (R6年)	60.8% (R7年度)
	休暇の取得日数(日)	年間合計 18日以上	17.9日 (R3年)	17.0日 (R4年)	17.5日 (R5年)	17.1日 (R6年)	16.1日 (R7年)
	年次有給休暇の取得日数(日)		12.0日 (R3年)	11.3日 (R4年)	11.7日 (R5年)	11.3日 (R6年)	10.4日 (R7年)
	夏季特別休暇の取得日数(日)		5.9日 (R3年)	5.7日 (R4年)	5.8日 (R5年)	5.8日 (R6年)	5.7日 (R7年)

【働き方改革の推進状況】

- ・ 滋賀県警察におけるワーク・ライフ・バランス等の推進のための取組計画を策定し、全職員に周知し、働き方改革に関する各種取組を推進しています。
- ・ 全ての職員が働きやすく、働きがいのある職場環境を醸成するため、部分休業や早出遅出勤務等の各種勤務制度を整備しています。
- ・ 働き方改革に関する情報集約サイト「頑張る職員応援サイト」を開設し、各種施策に関する情報発信を行うとともに、若手職員や女性専用の掲示板を設置し、意見交換の場を設けています。
- ・ 「ハラスメントの防止対策に関する要綱」を制定し、相談窓口を設置するとともに、幹部職員やハラスメント相談員を対象とした研修、セミナー等を実施しています。
- ・ 警察署における当番制勤務の実施により、勤務時間の縮減に努めています。
- ・ 育児や介護で休業を取得する職員の業務を支援する育児休業等支援要員派遣制度を整備し、男性職員の育児休業の取得促進及び介護休暇の取得促進のための職場環境の整備を行っています。
- ・ 全ての職員について「月一年休」や私生活上の予定に合わせた休暇の取得を促進し、年次休暇等を取得しやすい環境の整備に努めています。
- ・ 働きやすい職場環境づくりを推進するため、年間を通じて軽装勤務を可能とする取組を実施しています。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 21 条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

【 職業生活に関する機会の提供に関する実績 】

1 職員の男女の給与の額の差異

(1) 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.3 %
全職員	76.3 %

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0.0 %
本庁課長相当職	94.9 %
本庁課長補佐相当職	82.2 %
本庁係長相当職	84.9 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.6 %
31～35年	85.9 %
26～30年	79.0 %
21～25年	83.4 %
16～20年	80.7 %
11～15年	83.8 %
6～10年	86.8 %
1～5年	93.5 %

- ① 役職段階別において、男女の給与の差異が0%となっている役職について
 - ・該当する職員が存在しないため。
- ② 多くのケースにおいて、男性の給与に対する女性の給与の割合が低いことについて
 - ・男性職員は比較的給与水準の高い公安職の割合が高く、女性職員は行政職の割合が高い。
 - ・男性職員扶養手当や住居手当を支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は約97%、住居手当の受給者に占める男性職員の割合は約72%である。

3. 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

※ 各年度4月1日時点

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理的地位にある職員	1.7 %	1.7 %	1.7 %

※ 「管理的地位にある職員」とは、所属長級以上である職員をいう。

4. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

(1) 警察官

※ 各年度4月1日時点

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
警視	2.2 %	4.3 %	5.3 %
警部	3.6 %	3.0 %	2.5 %
警部補	4.1 %	4.6 %	4.8 %

(2) 一般職員

※ 各年度4月1日時点

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
警視相当職	0 %	0 %	0 %
警部相当職	26.3 %	31.7 %	25.9 %
警部補相当職	58.2 %	57.0 %	58.0 %

※ 警視は本庁課長相当職、警部は本庁課長補佐相当職、警部補は本庁係長相当職

5. 採用した職員に占める女性職員の割合

※ 各年度4月1日時点

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
警察官	25.9 %	23.7 %	21.0 %
一般職員	50.0 %	62.5 %	68.8 %

令和8年度採用は増員が影響し、女性警察官の割合が前年度より低下しましたが、女性の受験者及び採用者数は増加(前年比)しています。

【 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績 】

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	22.0 %	48.1 %	60.0 %
女性	100 %	100 %	100 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	— %	— %	— %
女性	— %	— %	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況 (令和7年度)

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	1.3 %	0 %	— %	— %
1週間以上2週間未満	14.7 %	0 %	— %	— %
2週間以上1月以下	61.3 %	0 %	— %	— %
1月超3月以下	17.3 %	0 %	— %	— %
3月超6月以下	4.0 %	0 %	— %	— %
6月超9月以下	0 %	0 %	— %	— %
9月超12月以下	1.3 %	30.4 %	— %	— %
12月超24月以下	0 %	21.7 %	— %	— %
24月超	0 %	47.8 %	— %	— %

男性育児休業の積極的な取得を推奨しており、取得者数は年々増加傾向にあります。

令和7年度に配偶者が出産した男性職員数は、125名で育児休業取得者は75名でした。

3. 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員 1 人当たりの 1 月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
警察本部所属	23.5 時間／月	20.9 時間／月	25.1 時間／月
警察本部以外の所属	29.2 時間／月	27.6 時間／月	27.8 時間／月

4. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況

区分	令和 5 年	令和 6 年度	令和 7 年度
配偶者出産休暇取得率	87.6 %	91.9 %	93.6 %
育児休暇取得率	59.0 %	61.5 %	60.8 %
合わせて 5 日以上取得	28.6 %	44.4 %	38.4 %
平均取得日数	3.4 日	3.4 日	4.1 日

配偶者出産休暇は、配偶者の出産後 2 週間の期間に 3 日間、育児休暇は出産前予定日 8 週間前の日から、出産日以後 1 年の期間において 5 日間取得可能です。

5. 職員の年次有給休暇等の取得日数の状況

区分	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
警察官	11.5 日	11.1 日	10.2 日
一般職員	13.3 日	12.4 日	12.0 日
全体	11.7 日	11.3 日	10.4 日

令和 13 年度までに、年間 14 日以上、最低取得日数が 5 日以上となることを目標としています。

【 女性活躍に関連する各種施策の取組状況 】

- ・ 育児休業から復帰する職員への教養や若手警察官を対象とした実際の現場を想定した実践的な訓練を実施しています。
- ・ 女性対象の採用説明会の実施や採用パンフレットの特集ページにおいて、各種両立支援制度や休暇制度を掲載しています。
- ・ 妊娠、出産を迎える職員や介護を抱える職員との面談や、各種制度の周知により、仕事と家庭の両立を支援しています。
- ・ 夫婦参加のセミナー等の開催や、キャリアチャレンジ制度（時間制約のある職員の警察署刑事課等への過員配置）の運用等により、女性職員のキャリア支援に取り組んでいます。

令和 8 年度から令和 12 年度（5 年間）の数値目標

令和 8 年 4 月に滋賀県警察特定事業主行動計画の全部改正を行い「滋賀県警察におけるワーク・ライフ・バランス等の推進のための取組計画」として、下記のとおり新たな数値目標を定め、目標達成に向けて各種取組を推進しています。

- 1 職員 1 人当たりの年間時間外勤務時間実績の毎年度の縮減
- 2 全職員夏季休暇 6 日間の完全取得
- 3 職員 1 人当たりの年次有給休暇が年間 14 日以上、最低取得日数が 5 日以上
- 4 配偶者出産休暇取得率及び男性職員育児休暇の取得率が 100%、合計取得日数が 5 日以上
- 5 男性の 2 週間以上の育児休業取得率が 85%以上
- 6 警察官に占める女性警察官の割合が 14%以上
- 7 女性警察官の階級別の割合が警視で 5.0%、警部で 5.0%、警部補で 6.0%以上